

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第7号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を佐賀県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 免許法第5条第2項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 免許法第16条の2第1項、第16条の3第2項、第16条の4第3項又は第17条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、教員資格認定試験の合格証書の写し又は合格証明書を授与権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 免許法第16条の2第2項、第16条の3第3項、第16条の4第4項又は第17条第2項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与</u></p>	<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を佐賀県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、授与権者が特に必要と認める書類</u></p> <p><u>2 免許法第16条第1項、第16条の3第2項、第16条の4第3項又は第17条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、教員資格認定試験の合格証書の写し又は合格証明書を授与権者に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 免許法附則第8項の規定により高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>7</u> 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>8</u> 29年改正法附則第10項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、29年改正法附則第10項に規定する所要資格を得た者であることを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>9～12</u> 略</p> <p>(普通免許状の検定授与の出願)</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 免許法附則第8項の規定により高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>6</u> 29年改正法附則第10項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、29年改正法附則第10項に規定する所要資格を得た者であることを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>7～10</u> 略</p> <p><u>11</u> <u>第1項から第9項までの規定による書類の提出は、授与権者が認めた場合に限り、省略することができる。</u></p> <p>(普通免許状の検定授与の出願)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 免許法第5条第1項の規定により、検定を受けて普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 前各項の規定により免許状の授与を受けようとする者で免許法第6条第4項に該当する者は、前各項に定める書類のほか、免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(特別免許状の検定授与の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第3項の規定により、検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(臨時免許状の検定授与の出願)</p> <p>第8条 免許法第5条第6項の規定により、検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、次の各号(現に授与を受けている臨時免許状の有効期間満了のため引き続き同種の臨時免許状の授与を受けようとする者(以下「臨時免許状の更新を受けようとする者」という。))にあっては、第6号を除く。次項、第10条及び第11条において同じ。)に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 免許法第5条第1項の規定により、検定を受けて普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、授与権者が特に必要と認める書類</u></p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 前各項の規定による書類の提出は、授与権者が認めた場合に限り、省略することができる。</u></p> <p>(特別免許状の検定授与の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第2項の規定により、検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(臨時免許状の検定授与の出願)</p> <p>第8条 免許法第5条第5項の規定により、検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、次の各号(現に授与を受けている臨時免許状の有効期間満了のため引き続き同種の臨時免許状の授与を受けようとする者(以下「臨時免許状の更新を受けようとする者」という。))にあっては、第6号を除く。次項、第10条及び第11条において同じ。)に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>ない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(外国において授与された免許状を有する者等に係る検定による免許状の授与の出願)</p> <p>第10条 免許法第18条の規定により、検定を受けて各相当の免許状の授与を受けようとする者は、普通免許状にあつては第4条第1項第1号から第5号までに掲げる書類、特別免許状にあつては第5条各号に掲げる書類、臨時免許状にあつては第8条第1項各号に掲げる書類のほか、外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては当該免許状を有することを証明する書類を、外国の学校を卒業し、若しくは修了した者にあつてはその証明書及び学業成績証明書を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)</p> <p>第11条 施行法第2条第1項の規定により、検定を受けて免許状の授与を受けようとする者は、普通免許状にあつては第4条第1項第1号から第5号までに掲げる書類、臨時免許状にあつては第8条第1項各号に掲げる書類のほか、施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる所要資格に応じ、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(施行法の規定による免許状の交付の出願)</p>	<p>ない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(外国において授与された免許状を有する者等に係る検定による免許状の授与の出願)</p> <p>第10条 免許法第18条の規定により、検定を受けて各相当の免許状の授与を受けようとする者は、普通免許状にあつては第4条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類、特別免許状にあつては第5条各号に掲げる書類、臨時免許状にあつては第8条第1項各号に掲げる書類のほか、外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては当該免許状を有することを証明する書類を、外国の学校を卒業し、若しくは修了した者にあつてはその証明書及び学業成績証明書を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による書類の提出は、授与権者が認めた場合に限り、省略することができる。</u></p> <p>(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)</p> <p>第11条 施行法第2条第1項の規定により、検定を受けて免許状の授与を受けようとする者は、普通免許状にあつては第4条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類、臨時免許状にあつては第8条第1項各号に掲げる書類のほか、施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる所要資格に応じ、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による書類の提出は、授与権者が認めた場合に限り、省略することができる。</u></p> <p>(施行法の規定による免許状の交付の出願)</p>

改正前	改正後
<p>第12条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の場合において、免許法施行規則附則第38項及び第39項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5～7 略</p> <p>様式第8号 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p>教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記の者を推薦しますので、特別免許状を授与くださるようお願いします。</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>第12条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、授与権者が特に必要と認める書類</u></p> <p><u>2 前項の規定による書類の提出は、授与権者が認めた場合に限り、省略することができる。</u></p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の場合において、免許法施行規則附則第35項及び第36項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5～7 略</p> <p>様式第8号 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p>教育職員免許法第5条第3項の規定により、下記の者を推薦しますので、特別免許状を授与くださるようお願いします。</p> <p>略</p> <p>略</p>

様式第9号中「授与権者に提出する書類」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。